

静岡市立静岡看護専門学校について

I 学校の概要、目標及び計画

1) 校長名、所在地、連絡先等

学校名 静岡市立静岡看護専門学校

校長名 前田 明則

設置者名 静岡市

代表者名 静岡市長 難波 喬司

所在地 〒422-8074 静岡県静岡市駿河区南八幡町8番1号

電話番号 054-288-1230

FAX番号 054-288-1390

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008597.html>

2) 学校の沿革・歴史

昭和45年 3月10日 看護婦養成所指定認可

昭和45年 4月 1日 仮校舎にて（市内曲金）静岡市立高等看護学院開校
修業年限3年 入学定員30人で発足

昭和46年 4月 1日 仮校舎を静岡市立城内小学校に移転
定員を40人に改正

昭和46年11月30日 新校舎完成（追手町中央保健所4・5階）

昭和51年 8月31日 看護専門課程認可

昭和51年11月 1日 静岡市立看護専門学校に名称変更

平成 3年 7月 1日 新校舎起工

平成 5年 3月23日 新校舎落成（静岡市南八幡町8番1号へ移転）

平成 5年 4月 1日 1学年定員50人に改正

平成 9年 4月 1日 学則変更（新教育課程）定員40人に改正

平成15年 4月 1日 清水市との合併により新静岡市となり校名を変更
「静岡市立静岡看護専門学校」に名称変更

平成28年 2月19日 専修学校専門課程「職業実践専門課程」認定

3) 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針、特色

【学校の設置目的】

本校は1970年（昭和45年）静岡市内の看護職者の質の向上と充足を図ることを目的として静岡市に設置された専修学校である。

【教育理念】

静岡市立看護専門学校の果たす役割は、地域の人々が安心・安全な暮らしをおくれるように、保健・医療・福祉をつなぎ、人々の健康な生活を支える看護職の養成です。

静岡市立静岡看護専門学校では、ナイチンゲール看護論を基盤に、地域をもとに広く社会に貢献できる、柔軟であたたかく思いやりのある看護実践者を育てます。

【教育目的】

人々がもつ健康のねがいに寄り添い、よりよい暮らしの実現に向けて看護の質を追究し続ける実践者を育成します。

【ディプロマポリシー】

本校の教育理念に基づき構成された教育課程に沿って研鑽することで、卒業要件を満たす所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して卒業を認定するとともに、専門士の称号を授与する。

1. 人に対する深い理解のもと、多様な価値観を尊重した対人関係を築くことができる
2. 看護専門職者として、倫理観に基づいた責任ある行動がとれる
3. 看護の専門的思考を使い、その人のもてる力を最大限活かせるような看護実践ができる
4. 多様な人々と連携・協働できる基礎的能力を身に持っている
5. よりよい看護をめざし、自己を成長させることができる

【カリキュラムポリシー】

ナイチンゲール看護論を基盤に、三重の関心—知的な関心・心のこもった人間的な関心・実践的技術的な関心—を注ぎ続け看護実践するための、教育課程の編成や学習内容および教育方法について当校の基本的な考え方を示します。

1. 教育課程は、段階的、効果的に学習できるように系統立て、かつ、学んだことを実践に活かせるような科目や学習内容を配置します。
2. 主体的に知識や技術を習得し、他者との対話の中で活用しながら実践したことを振り返り、さらに探究していくける学習方法を取り入れています。
3. さまざまな人々と良好な人間関係を構築できる力を育むために、地域の人々とかかわることや学年を超

えて学生間で学び合うことができる科目や教科外活動を取り入れています。

4. 看護専門職者としての倫理観やアイデンティティを高め、成長し続けるために、あらゆる機会で自己を客観的にみつめ、表現することを大切にします。
5. 学修成果の評価は、授業科目のねらいや授業目標にあわせ筆記・技術試験・レポート・パフォーマンス課題などで適正な評価を行います。加えて、臨地実習においては到達度を可視化し、形成的評価を用いて自己教育力を育むとともに総合的な評価を行います。
6. 学修成果の評価および学生自らの授業への取り組みの主観的評価、学生における授業・卒業時アンケート結果、外部評価などを活用することで、教育方法の改善につなげていきます。

【アドミッションポリシー】

人とのかかわりを大切にしながら、自分の目指す看護師像に向かって歩んでいける人を求めていきます。具体的には以下のような人です。

1. 看護師になりたいという、明らかな意思をもっている人
2. 周りに关心を向け、温かなこころづかいができる人
3. 自分の考えをもち、それを表現できる人
4. 他者の考えに耳を傾ける姿勢のある人
5. 目標に向かって、努力できる人

【学校の経営方針】

静岡市が設置する看護専門学校として地域の看護職者の質の向上と、充足を図る。

専門性を重視し、地域に暮らす住民のニーズを満たし、地域医療に貢献できる人材の育成を目指している。専門的知識、技術はもちろんのこと、様々な人々や、他職種との連携・協働できる看護専門職者の育成を目指している。

II 各学科等の教育（看護学科）

1) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者数、収容定員数、在学学生数

【定員数、入学者数、在学者数】

令和7年4月1日現在

課程	学科	修業年限	入学時定員	学級編成	総定員
専門課程	3年課程	看護学科	3年	40人	1学級 120人

【令和7年度入学生 入学試験】

推 薦 入 学 試 験		
受 験 者 32 人		
受験生住所＼高校・本人別	在籍高校	本人住所
静岡市内	26人	26人
静岡市外（中部地区）	3人	3人
静岡県内（中部地区除く）	3人	3人
その他（県外・通信制等）	0人	0人
合 格 者（入 学 者）19人		

一 般 入 学 試 験	
受 験 者 60 人	
○ 受 験 生 住 所	人 数
静岡市内	34
静岡市外（中部地区）	14
静岡県内（中部地区除く）	11
静岡県外	1
合 計	60
○ 受 験 生 の 背 景	人 数
現役高校生	50人
現役高校生以外	10人
(職歴あり)	5人／10人
(職歴なし)	5人／10人
(大学卒)	5人／10人
(大学卒以外)	5人／10人
入 学 者 13 人	

静岡市外中部地区とは焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、牧之原市、川根本町を指す。

【在籍学生等】

令和7年4月1日現在

学年	性 別		入学時の背景	
	男 子	女 子	現役高校卒	現役高校卒以外
1年生 36人	1人	35人	35人	1人
2年生 42人	1人	41人	38人	4人
3年生 36人	3人	33人	31人	5人
合 計 114人	5人	109人	104人	10人

2) 進級・卒業の要件等

【進級・卒業の要件】

- ・必修科目106単位の修得
- ・単位修得に当たり授業科目の時間数の3分の2以上を出席した者が成績評定を受ける資格が認められる。
- ・成績評価基準等については静岡市立静岡看護専門学校成績評定及び欠席等に関する内規に定める。

3) 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等

- ・看護師国家試験受験資格
- ・保健師・助産師・養護教員の養成機関への受験資格
- ・職業専門課程 専門士（医療専門課程）の称号取得
- ・看護系大学の編入受験資格

4) 資格取得、検定試験合格等の実績

【看護師国家試験合格状況】

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受験者数	40人	38人	40人
合格者数	40人	38人	40人
合 格 率	100.0%	100.0%	100.0%
全国合格率	90.8%	87.8%	90.1%
(うち新卒者)			
全国合格率	95.5%	93.2%	95.9%

5) 卒業者数、卒業後の進路

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	開校時からの累計
卒業生数	40人	38人	40人	1,797人
静岡病院	22人	29人	26人	1,036人
清水病院	0人	0人	0人	38人
市内病院	14人	5人	8人	283人
県内病院	1人	1人	1人	214人
県外病院	1人	2人	5人	105人
進学等	2人	1人	0人	121人

III 教職員

1) 教職員数

	専任(人)	兼任(人)	計(人)
教員	13	115	128
職員	4	0	4

2) 教職員の組織、教員の専門性

【教育力強化への取り組み】

授業評価・指導評価により、学生の声を聴きながら教育方法、指導方法の検討を行い、教育力の向上に努めている

1. 専任教員担当科目の学生による授業評価
2. 臨地実習の学生による実習指導評価
3. 教務会議における指導困難事例の検討会
4. 各実習施設等との臨床指導者会の開催
5. 学生による年度末学校評価アンケートの実施
6. 個々の教員の研修会自主参加
7. 年一回以上の学会、研修会への参加

V キャリア教育・実践的職業教育

1) キャリア教育への取組状況、実習・実技等の取組状況

【看護技術習得支援】

基礎看護技術を修得することで、自信を持って実習に臨めるように支援している。同時に学生の技術の修得状況を把握し指導に活かしている。

【臨床と連携した看護実践の育成】

3年次後期、卒業前に、模擬患者を設定した演習を実施している。模擬患者役は、現役看護師の強力を得、現実の場面に近い状況を作り出した演習を行う。その場の判断、実践について体験的に学ぶ。卒後、医療現場へのスムーズな移行を期待し、支援している。

【多職種連携教育】

理学療法士養成学校の学生と、多職種連携について学ぶ機会を各学年1回ずつ企画している。

【年間スケジュール】

看護師国家試験資格の取得のために国家試験対策委を中心に各学年の進度にあわせた年間計画をたて実施している。

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
3年				↔		↔		↔				
				実習		実習				集中講義		
				年間学修計画の立案								
				『国試合格への道』配布			国家試験願書準備	願書提出		国家試験本番		
				学習方法、クラス全体取組の決定						国試振り返り		
業者模試		○			○	○	○	○	○○			
対策講座	○			○			○	○	○	○	○	
学内模試	○	○	○		○	○			○			
2年	・出題基準の説明 ・ノート活用術の説明と確認			・国家試験の対策テスト・ ・夏季休暇中の課題提示					・冬期休暇中の課題提示			
1年	・ノート活用術の説明と確認 国家試験の対策テスト（学内教員） 解剖生理学基礎力アップ講座（外部講師） 夏季休暇中の課題提示							対策講座				
					・冬期休暇中の課題提示							

2) 就職支援等への取組支援

サポート項目	時期・回数	内 容
就活マナー講座	4月初旬	就職試験に向け、面接時のマナーの講座を実施 講師は外部講師に依頼
就職説明会	2年次 12月 2回	3年に進級する前の12月に、市内7施設の就職担当を招き、開催
就職試験対策	就職試験に合わせて全員の就職が決定するまで常時実施	・就職先の個人相談 ・インターンシップ、就職説明会の照会、募集に関する情報提供
進学支援	進路決定まで常時実施	・進学先の個人相談 ・進学先の資料提示 ・受験科目の学習支援
個別相談	随時	・学生からの就職・進路相談
募集の案内	随時	・全国から募集要項が送付されるため 希望している施設は個別に配布 ・学校ロビーにコーナー設置 全学年が自由に閲覧できる

V 様々な教育活動・教育環境

1) 学校行事への取組状況

項目	行事及び課外活動の内容
入学式 卒業式	入学を認め、本校の学生としての自覚を持つ機会とする。 本校の所定の教育課程を修了したことを認め、専門職業人としての自覚を持つ機会とする。
履修ガイダンス	本校のカリキュラムを学生と共有するために行う。学習の成果をあげるために、教室で講義を聞くだけではなく自主的に学習を行うことが必要である。そのためには教育目的・教育体系・進度・教育内容・講義内容・卒業要件などを理解し、学生生活が円滑に行われるよう説明する。
講演会（6月） 特別講義（1月）	講演を聞くことにより、人生観・看護観を深める。
看護のこころをつなぐ式	先輩から後輩へ「ナイチンゲールの看護のこころ」を伝え、それぞれが初心に戻るとともに、2年生は看護師を目指す目標を改めて意識する

	機会とする。
看学祭準備 看学祭	日頃の学習の成果を発表し、広く社会にアピールする。 全学年が一つの目標に向かって行動する過程で学生相互の親睦を深めるとともに、主体性・創造性を養う。
静看スポーツ祭	スポーツを通して、学生間及び教員との交流を図り親睦を深める。
防火・防災訓練	火災等の未然防止と地震発生時の被害の軽減及び人命の安全確保を目的とする避難訓練・消火訓練を年一回実施する。
特別セミナー	看護教育をより豊かにするため最新情報やトピックス、社会人としての基本的対応やマナー等を身につける機会とする。

2) 課外活動

同好会は、学生自治会が認可し、活動している。それぞれの同好会には、担当教員を置き、学生の活動の把握、安全に配慮している。

スポーツ同好会	校内のテニスコートや近隣の体育館を借用し、スポーツ全般を楽しみながら、学生相互の親睦を深めている。 学生主体で練習を実施し、自治体立球技大会では例年優秀な成績を修めている。
---------	--

VI 学生の生活支援

1) 学生支援への取組状況

【学生の相談に関する支援】

1) 学校カウンセラーによる相談 <非常勤 臨床心理士による>

月2回 水曜日

15:00 ~ 16:30

2) 教員による面接

(1) 定期 年2回 < 前期 ・ 後期 >

(2) 隨時

① 学年担当による学習履修相談

② 教務長による個人面接・履修相談

③ 保護者からの相談受付

【授業料の減額・免除・徴収猶予】

静岡市立看護専門学校条例第7条の規定により、特別な理由があると認められるときは、授業料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予されることがあります。

【健康管理】

学校保健安全法に基づき、年2回、健康診断の実施

健康管理医（学校長）の指導を受け治療

VII 学生納付金・修学支援

1) 学生納付金の取扱い

授業料は、静岡市立看護専門学校条例第3条及び第4条に基づき、172,000円を前・後期に分けて納付する。

2) 活用できる経済的支援措置の内容等

高等教育修学支援制度の対象校である。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3852/s003482.html>

VIII 学校の財務

—

IX 学校評価

1) 自己評価・学校関係者評価の結果

自己点検自己評価委員会及び学校関係者評価会議を設置している。学校評価を行い、その結果をウェブ上に公開している。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3852/s003477.html>

X 国際連携の状況

国際連携なし

XI その他

1) 学則

静岡市立看護専門学校学則